

こどもたちの体験活動「志^{したいけん}taiken」支援事業補助金 Q & A

1. 事業の申請(申し込み)について

Q1-1. 他の団体から補助金を受けているのですが、併せて活用することはできますか？

A. 他の補助金と明確に区分経理ができる場合以外は認められません。

Q1-2. 同一団体から複数の事業を申請してもよいですか？

A. 当該年度1団体あたり1申請のみです。

Q1-3. 要件に、「既存事業を活用して行う場合は、規模の拡大や、新たな視点を盛り込むこと」とありますが、例えば、ウォークラリーを実施する場合、これまでとコースを変更するだけでもよいのでしょうか？

A. コースの変更だけでは、選考では低評価となります。例えば、巡るスポットや参加者を増やすこと(規模の拡大)や、ウォークラリーの際にあわせてごみ拾いを行うこと(新たな視点)を盛り込むなど、工夫してください。

Q1-4. 本事業でこれまで採択された団体でも事業を申請することはできますか？

A. 申請することは可能ですが、これまでと同じ内容では要件を満たしません。新規の事業または既存事業を活用して行う場合は、規模の拡大や、新たな視点を盛り込んだうえで申請してください。

Q1-5. 募集要領に記載の要件はすべて満たさないといけませんか？

A. 要件はすべて満たす必要があります。どれか1つでも満たさない場合は不採択となります。

Q1-6. 団体口座の名義が、会計管理者等の個人名義となっていますが大丈夫でしょうか？

A. 団体名義の口座でなく、会計管理者等の個人名義でも認めますが、団体の収支のみに利用される団体専用の口座である必要があります。

Q1-7. 2次募集など、追加募集はありますか？

A. 応募団体が少数の場合のみ、追加募集を行います。

Q1-8. 助成活動の全部または大部分を、イベント会社等へ請け負わせることは可能でしょうか？

A. 助成の対象となる活動は、申請団体が自ら主催(活動の企画、実施及び経理処理等)する活動のため、助成の対象となりません。なお、活動の一部を請け負わせる場合でも、委託費が事業全体の3割を越えることはできませんのでご注意ください。(募集要領 4 補助対象経費を参照)

Q1-9. 「うち5件程度は、高校生・大学生を中心とする団体を優先的に選考する」となっていますが、どのような団体によるどのような取組でしょうか。

A. 高校生の部活動や、大学生の学生団体等が、小中学生に向けて実施する取組等を想定しています。取組の例としては、スポーツ体験、アート体験、農業体験や環境活動等が考えられます。(要件や補助対象経費については、高校生・大学生等を中心とする団体が行う場合も募集要領のとおりです)

Q1-10. 「高校生・大学生等を中心とする団体」が行う活動について、授業の一環として行う活動も申請可能でしょうか。

A. 高校や大学の「授業」の一環として行う活動は、対象外とします。

※ただし、授業で学んだことを活かして、学生有志や部活動等として行う場合は申請可能です。

取組の例としては、農業の経験を活かして農業体験を小中学生向けに企画・実施する場合や情報の授業を活かして、デジタル技術体験を小中学生向けに企画・実施する場合等を想定します。

Q1-11. 「骨太」部門の「子ども自らが考える骨太な体験が含まれていること」とはどのような体験でしょうか？

A. 例えば、①子どもが企画に関わるもの、②運営主体として子どもに関わる、③自然体験やものづくり体験等で、子どもが試行錯誤して困難を乗り越える内容であることなどです。

Q1-12. 「taiken」部門と「骨太」部門との併用申請は可能でしょうか？

A. 併用申請は可能です。併用申請する場合は、企画提案書を「骨太」部門と「taiken」部門の両方提出してください。ただし、採択は「骨太」部門、「taiken」部門の順で行うため、「骨太」部門で採択されれば、「taiken」部門を採択することはありません。また、両方の部門を同時採択することはありません。

Q1-13. 「骨太」部門の「県内自然体験施設が実施する安全管理研修を受講すること」は具体的にどんな研修でしょうか？

A. 北山少年自然の家が実施する「NEAL リーダー」養成研修会などを想定しています。

2. 補助対象経費について

Q2-1. 飲食費について、補助対象経費として認められますか？

- A. 原則認められません。ただし、以下の2項目については補助対象経費として認めます。
- ①参加者に対する軽微な飲食費（お茶代程度）
 - ②体験・交流活動に必要不可欠と認められる参加者に対する飲食費（例：キャンプや料理教室などこども自らが調理する体験活動の飲食費など。単なる弁当代などは認められません。）

Q2-2. 参加者は小・中学生だけでなく未就学児や高校生もありますが、その経費は補助対象となりませんか？

- A. 小・中学生の参加が主である活動であれば、一体的に活動に要する経費として、未就学児や高校生の経費（例えば施設利用料や保険料など）も対象として構いません。ただし、小・中学生の参加者以上にその他の参加者が多いなど、小・中学生の参加が主の活動と考えられない場合は対象となりません。なお、スタッフを除く大人（保護者など）に要する経費は補助対象となりませんので、その経費相当分を参加費として徴収するなどしてください。

Q2-3. 要件に、“小学生以上中学生以下（最低5名以上）”とありますが、例えば、企画提案の段階では20名の参加を予定していましたが、実績では4名しか参加がなかった場合はどうなるのでしょうか？

- A. 補助金をより効果的に活用いただくためにも、一定数のこどもたちに参加してもらうことが必要であると考えているため、小学生以上中学生以下の参加者が5名に満たなかった場合は、補助事業者の責に帰さない場合を除き、交付決定を取り消します（補助金の交付は行わない）ので、多くの参加者が集まるようにしてください。

Q2-4. 事業実施にあたり必要な備品は補助対象経費として認められますか？

- A. 本事業は、体験・交流の活動費（ソフト）に対する支援を趣旨としているため、備品は対象となりません。ただし、長期間の保存に耐えないような消耗品（おおむね単価が1万円未満）は対象となります。なお、その場合でも過剰に購入することがないようにしてください。

Q2-5. 採択された場合、いつの時点から補助対象経費と認められますか？

- A. 補助金交付決定通知日（採択決定通知日ではありません）以降の日付の適切な領収書が補助対象経費と認められます。

Q2-6. 事業を中止する場合、それまでに要した経費は補助対象経費として認められますか？

- A. 天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情により事業を中止する場合、それまでに要した経費は、補助事業者の責めに帰すべき場合を除いて認められます。
- （参加者を募集したが人数が集まらなかったため事業を中止するような場合は、自己責任によるものであるため、それまでに要した経費は補助対象経費として認められません。）

Q2-7. 要件に「taiken」部門では小学生以上中学生以下最低 5 人以上、「骨太」部門では 15 人以上となっていますが、複数回に渡って事業を実施する場合、合計人数でカウントしてよいでしょうか。

- A. 合計人数でカウントして構いません。